

[事案 2022-341] 通院給付金支払請求

・令和5年11月17日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約内容が自分の認識と異なっていたこと等を理由に、通院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年11月に交通事故により怪我をしたため、令和元年6月に契約した医療保険にもとづき通院給付金を請求したが、約款に定める支払事由に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、通院給付金を支払うか、既払込保険料を返してほしい。

- (1)他の代理店で相談したところ、法人契約で原動機付自転車を運転中の事故に対する人身傷害や車両損害を補償する保険はないと言われたため、本件代理店に相談し、人身傷害に代わる医療保険で、事故で怪我をした場合に治療費や通院費等が出る保険を探してもらうこととなった。
- (2)その後、募集人から、色々な医療保険の中で自分が希望するような保険はこの保険会社しかないと説明を受けたため契約した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成31年2月、申立人代表者が来店し、まとまったお金が入ったため、法人契約という形で、保険料を200万円程度にして申し込みたいという希望だったので、代理店で扱っていた4社の保険会社のパンフレットを渡した。
- (2)募集人は、パンフレットを利用して、付加可能な特約を含め、保障内容や一覧表形式で記載された給付金が支払われる場合について説明した。また、設計書も作成し交付した。
- (3)申込みに至るまで、申立人代表者から交通事故や怪我の話はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、通院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。